



福岡医発第1747号(保)

平成14年12月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原



検査料の点数の取扱いについて

標記の件につきまして、平成14年12月6日付保医発第1206001号にて厚生労働省保険局医療課から取り扱いが示され、12月6日から適用となった旨、日本医師会より別紙1のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本件の内容は、日本医師会において別紙2のとおり整理されております。
- 2) 本件につきましては、日本医師会雑誌1月1日号に掲載が予定されております。

4

日医発第 927 号（保 145）
平成 14 年 12 月 18 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
坪 井 栄 孝

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 14 年 12 月 6 日付保医発第 1206001 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知があり、12 月 6 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 1 月 1 日号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1．検査料の点数の取扱いについて

（平 14 . 12 . 6 保医発第 1206001 号厚生労働省保険局医療課長通知）

2．新たに保険適用が認められた検査

（日本医師会保険医療課）

■新たに保険適用が認められた検査

平成14年12月6日 保医発第1206001号（平成14年12月6日適用）

1. ヒアルロン酸（LBA法）	D007 血液化学検査の36として算定する。	260点
平成14年3月8日保医発第0308001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」の「D007 血液化学検査」の(38)を右のように改める。	D007 血液化学検査 (38)「36」のヒアルロン酸は、サンドイッチ バインディング プロテイン アッセイ法、¹²⁵Iによる競合法を用いたバインディング プロテイン アッセイ法、L A法（測定機器を用いるもの）またはLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察および肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。 下線部追加	

2. 乳頭分泌液中H E R 2 タンパク測定 (E I A 法) 血清中H E R 2 タンパク測定 (E I A 法)	〔乳頭分泌液中H E R 2 タンパク測定〕 D 0 0 9 腫瘍マーカーの15に準じて算定する。 〔血清中H E R 2 タンパク測定〕 B 0 0 1 特定疾患治療管理料の3の悪性腫瘍特異物質治療管理料の口を算定する。 { 1 項目の場合 2 項目以上の場合 	3 1 0 点 3 9 0 点 4 3 0 点
平成 14 年 3 月 8 日保医発第 0308001 号の別添 1 の第 2 章「特掲診療料」第 3 部「検査」第 1 節「検体検査料」第 1 款「検体検査実施料」の「D009 腫瘍マーカー」の(18)を(20)とし右のように改め、(17)の次に(18)、(19)として右のように加える。	D 0 0 9 腫瘍マーカー (18) 乳頭分泌液中H E R 2 タンパク測定 ア 乳頭分泌液中H E R 2 タンパク測定は、乳頭異常分泌患者に対して、非腫瘍性乳癌を強く疑って、E I A 法により、乳頭分泌液中のH E R 2 タンパクを測定した場合に限り、区分「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「15」に準じて算定する。 イ 乳頭分泌液中H E R 2 タンパク測定および本区分の「15」の乳頭分泌液中C E A 精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。 (19) 血清中H E R 2 タンパク測定は、乳癌であるとすでに確定診断され、かつH E R 2 タンパク過剰発現が認められている患者または他の測定法により、H E R 2 タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、E I A 法により行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「15」を測定した場合に準じて、区分「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「3」の悪性腫瘍特異物質治療管理料「口」を算定する。 (20)「注 3」に係る規定は、「4」から「14」までに掲げる検査と「8」中の尿中遊離型フコース、「12」中の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量 (H C G β コア定量) 精密測定、「15」の乳頭分泌液中C E A 精密測定または乳頭分泌液中H E R 2 タンパク測定を同一日に行った場合にも、適用する。(下線部追加)	

3 . H E R 2 タンパク (E I A 法)	D 1 0 1 - 2 その他の病理組織検査の 3として算定する。	9 5 0 点
平成 14 年 3 月 8 日保医発第 0308001 号の別添 1 の第 2 章「特掲 診療料」第 3 部「検査」第 2 節「病 理学的検査」第 1 款「病理学的検 査実施料」の「D101-2 その他の病 理組織検査」の (3) を右のよう に改める。	D 1 0 1 - 2 その他の病理組織検査 (3)「3」の H E R 2 /n-e-uタンパクは、半定量検 査または E I A 法を行った場合に限り算定する。 なお、区分「D 1 0 1」病理組織顕微鏡検査を 別に実施した場合も、所定点数を別に算定できる。 二重取消線部削除，下線部追加	

(日本医師会保険医療課)